

決議案第9号

総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める
意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成18年12月20日提出

天理市議会議員	今 西 康 世
”	中 西 朗
”	寺 井 正 則
”	東 田 匡 弘
”	佐々岡 典 雅
”	山 本 治 夫

総合周産期母子医療センターの設置と周産期医療体制の充実を求める 意見書

近年、診療体制の整備された分娩環境や極小低体重児に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図ることが求められている。

国は、すでに平成8年5月10日に「周産期医療対策整備事業の実施について」(厚生省(当時)児童家庭局長通知)を都道府県に送り、「周産期医療システム整備指針」を示して、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等のシステム整備を行うよう求めている。

奈良県においては、近年急速に少子化傾向が進み、直近の合計特殊出生率も1.19となって、全国ワースト4となっている。少子高齢化社会の到来が社会問題化して、少子化対策が叫ばれている中で、様々な取り組みが提起されているが、分娩を取り扱う医療機関についてみると、県下39市町村のうち26の市町村で分娩取り扱い医療機関がないという状況になっている。

特に県南部や山間部での実態は深刻で、僻地医療を担う県立五條病院の産科廃止という事態も県民にいいしれない不安をもたらしている。

こうした状況が、県内公立病院で分娩中、意識不明の重体に陥り、他の医療機関への受け入れを依頼したものの19の病院から断られ、6時間後に収容された大阪の国立循環器病センターで男児を出産、その後死亡されるという痛ましい結果を招くことになった。

奈良県では、再来年1月までに県立医科大学病院にMFICU(母体・胎児集中治療管理室)6床及び後方病床12床とNICU(新生児集中治療管理室)の後方病床30床を整備し、総合周産期母子医療センターを設置するとしている。

しかし、奈良県における周産期医療体制としては、NICU(新生児集中治療管理室)43床及び後方病床76床が必要とされているにもかかわらず、その整備について明らかにはなっていない。

さらに、必要とされている地域周産期母子医療センターの整備については、県立奈良病院に設置する方向は示されているものの具体化はされておらず、また、母体搬送に欠かせないドクターカーの導入についても検討課題とされているにとどまっている。

通常の妊婦・出産を受け入れる医療機関の減少が社会不安をもたらす一方で、晩婚化傾向や高齢出産などリスクの高い妊娠・出産が増えていることを考えれば、周産期医療体制の充実が急務中の急務といわなければならない。

よって奈良県におかれては、一日も早く総合周産期母子医療センターを設置するとともに、県立奈良病院と県南部地域に地域周産期母子医療センターを設置し、周産期医療体制の充実に努められるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 18 年 12 月 20 日

天 理 市 議 会